

相互の同意

相互の同意とは

相互の同意とは、あなたと地域センターがあなたのサービスについて合意したことを意味します。あなたの合意は、以下の決定について書面で行う必要があります。

- 個人プログラムプラン（IPP）におけるサービスの軽減、変更または中止
- あなたが希望する新たなサービスの拒否

あなたと地域センターが合意しない場合

あなたと地域センターが合意しない場合、地域センターはあなたに通知書（NOA）を送付する必要があります。NOAは、地域センターの決定について記載するものです。また、あなたの異議申し立て権利についても記載されています。

地域センターが書面で相互の同意があることを示す方法

相互の同意は、以下の場合に存在します。

- あなたが変更案や否定案が記載されたIPPに署名した。IPPはあなたの希望する言語で書かれている必要があります。
- あなたが変更案や否定案が記載されたサービスのリストに署名した。サービスのリストはあなたの希望する言語で書かれている必要があります。
- サービスの変更または拒否に関する決定に同意するという内容の書面を地域センターに送付した。書面はEメール、手紙など、どのような書面でも構いません。

合意を示す書面がない場合のステップ

書面での相互の同意がない場合に、地域センターは以下のことを行えます。

- あなたがその決定に同意したと地域センターが考える理由を説明した手紙をあなたに送付する。これを、誠意書（Good Faith Belief Letter）といいます。
- あなたに通知書（NOA）を送付する。

誠意書に記載されている必要がある情報

誠意書は、あなたが同意したと地域センターが判断した日から5営業日以内に送付される必要があります。

誠意書には、以下が記載されている必要があります。

- あなたが同意したと地域センターが考える理由を示す事実
- 地域センターが実行予定の措置
- その措置を行う理由
- 異議申し立て手続きに関する情報
- 同意できないことを表明する方法に関する情報
- 異議申し立て手続きに関するその他の情報を入手する方法
- 異議申し立て要請フォーム

この手紙は、あなたの希望する言語で書かれている必要があります。

地域センターにあなたが同意しないことを伝えた場合、地域センターはあなたにNOAを送付する必要があります。

利用できる支援：

- サービスコーディネーターまたは他の地域センターのスタッフが支援を提供できます。誠意書またはNOAについて説明を提供できるほか、他の支援者や機関をあなたに紹介できます。
- 発達障害サービス局の苦情調査官事務局は、誠意書またはNOAに関する説明をお手伝いできます。また、あなたが同意しない場合のオプションについて相談することもできます。苦情調査官は、あなたの異議申し立て権利についてあなたに情報を提供できます。苦情調査官事務局には、電話（(877) 658-9731）またはEメール（Ombudsperson@dds.ca.gov）にてお問い合わせいただけます。
- クライアントの権利アドボケイト（CRA）には、(800) 390-7032（北カリフォルニア）、または (866) 833-6712（南カリフォルニア）までお問い合わせください。あなたのCRAは、あなたが確認の手紙またはNOAを理解できるようにお手伝いできます。また、あなたのオプションについて情報を提供できます。CRAは、どのようなステップで進めるべきかを判断するためにあなたをサポートできます。